

いこま寿大学学生委員会会則

- 1 本会則は、いこま寿大学学生委員会(以下、「委員会という」)について、必要な事項を定める。
- 2 委員会は、学年ごとに選出された各クラブ長及び立候補により選出された役員をもって構成する。
- 3 委員会は、学生相互の親睦を図るとともに、学生の意見・要望を取りまとめ、大学と連絡、協議し、運営に協力する。
- 4 委員会には、次の役員を置くことができる。
 - ・委員 長 1名 委員会の代表であり、委員会の議長を務める。
 - ・副委員 長 1名 委員長を補佐し、委員長が不在の場合は、その職務を代行する。
 - ・書 記 1名 委員会の審議内容を記録する。
- 5 役員は原則として立候補又は推薦によって選出する。
- 6 役員の任期は、選出の日から翌年度第1回目の委員会の会議の日までとする
- 7 前任委員長は、次年度1年間学生委員会顧問として委員会を支援する。
- 8 委員会の会議は年5回程度開催し、第3項に記載のとおり連絡、協議を行う。招集は大学が行う。なお、特に必要があるときは、臨時会を開催することができる。
- 9 クラブ長が出席できない場合は、副クラブ長が代理で出席する。
- 10 委員会の議事進行等は、委員長、副委員長が行う。
- 11 クラブ長が委員長又は副委員長に選出されたクラブは、新たなクラブ長を選出することができる。
- 12 委員会の会議は、構成員の過半数の出席をもって成立とし、出席者の過半数の賛成をもって可決する。なお、委員長及び副委員長は議決に加わらない。ただし、賛否同数の場合は委員長の決するところによる。

附則

(施行期日)

この会則は、昭和54年4月1日から施行する。

- 一部改正 昭和56年4月1日
- 一部改正 昭和57年4月1日
- 一部改正 平成 6年4月1日
- 一部改正 平成22年4月1日
- 一部改正 平成23年4月1日
- 一部改正 平成24年4月1日
- 一部改正 平成25年4月1日
- 一部改正 平成27年4月1日
- 一部改正 平成28年1月1日
- 一部改正 令和6年4月1日
- 一部改正 令和7年4月1日
- 一部改正 令和8年4月1日